

木材広域総合情報整備事業（新規）

1. 趣 旨

我が国において木材は、住宅資材や紙の原料等として利用されるなど国民生活に不可欠な資源であり、その需要と価格の安定を図ることは国民生活上極めて重要な課題である。特に、住宅工法の変化や住宅の品質確保の促進等に関する法律等の施行に伴い、品質・性能の明確な製品に対するニーズは高まっており、これに対応した地域材等木材の情報を迅速かつ的確に伝えることにより、山村地域の基幹産業である木材産業の生産活動を促進し、地域における安定した木材需給体制を確立することが重要となっている。

このような中で、近年、原木・資材調達や販売エリアの広域化が進み、都道府県を越える木材取引が進展していることから、各地域において木材に関する総合的な情報収集と提供が必要であるものの、これらの情報の収集と提供は都道府県単独では限界があり、国が責任を持って実施していくことが必要不可欠である。

このため、都道府県にまたがる国内外の様々な木材に関する需要動向等を把握し迅速かつ的確に発信するとともに、各流通段階における情報の共有化、物流の合理化の推進及び先進的な開発事例等の収集・提供等地域の各段階における条件の整備により、地域における木材産業の活性化と木材需給の安定及び流通の効率化を図ることとする。

2. 事業内容

(1) 地域材情報高度化整備促進事業

- ア 地域材流通の各段階の乾燥材供給者等に関するデータベース及び検索システムの整備・公開
- イ 川上から川下までの一貫した物流の合理化等を推進する広域情報ネットワークシステムの開発・普及、製品・タイプ別サプライチェーンに適用するシステムの実証試験、立木公開市場の調査・分析及び積算端末の開発・研修
- ウ 地域材の先進的な資材開発事例、必要な資材の性能に関する情報の収集・提供

(2) 広域木材情報収集提供事業

地域における木材の円滑な流通を図り、地域の木材産業を発展させるため、川下（需要者）の消費動向や川上（供給者）の供給動向、地域材の価格動向等の需給情報及び地域の木材産業に大きな影響を及ぼす木材需給や価格動向等の情報を収集分析し、木材需給関連情報として迅速かつ広範に提供するとともに、供給者と需要者間の情報交流促進のための意見交換の実施及び木材利用促進のための普及啓発活動を支援

- 3. 事業実施主体 (財) 日本木材総合情報センター
- 4. 補助率 定額
- 5. 事業実施期間 平成18～22年度（5年間）
- 6. 平成18年度概算決定額 150,000千円（0千円）

(林野庁木材課、計画課)